

【国民年金】

保険料の免除・猶予制度があります

所得の減少や失業など、経済的な理由で保険料を納付することができ困難な場合は、本人の申請により保険料の納付が「免除（一部納付）」、または「猶予」される制度があります。

【免除・猶予制度の種類】

- ① 免除（全額免除・一部納付）申請

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額、または一部免除されます。

② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

③ 学生納付特例申請

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

④ 印鑑

③ 所得証明書（1月2日以降に町内に転入された方）
④ 雇用保険受給資格者証、離職票（退職による申請の方）
⑤ 学生証の写し（学生のみ）

◆手続き・問い合わせ

住民課国保年金班
☎(84)1214

れました。

【国民健康保険税の非自発的失業者に係る軽減措置と課税限度額の改正について】

① 地方税法の改正により、非自発的失業者（倒産・解雇・雇い止めによる離職に該当する者）に係る国民健康保険税の軽減措置が講じられました。（平成22年4月1日施行）

① 地方税法の改正により、非自発的失業者（倒産・解雇・雇い止めによる離職に該当する者）に係る国民健康保険税の軽減措置が講じられました。（平成22年4月1日施行）

国保税は、町の国民健康保険を運営する貴重な財源です。期限内納付にご協力を願います。

医療給付費分	(旧)470,000円 →(新)500,000円
支援高齢者分	(旧)120,000円 →(新)130,000円

◆問い合わせ

税務課課税班
☎(84)1212

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について

町では、国の農業経営基盤強化促進法に基づき市町村で定めることになつてゐる「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を見直しました。これは、国的新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定や県の基本方針の変更に伴い、関係機関などと協議しながら見直しを進めていたもので、5月に県の同意を受け、6月3日付で変更公告したものです。

この基本構想の中では、農業

経営の発展を目指し農業を主業とする農業従事者が他産業従事者並みの所得および労働時間の水準を達成する目標数値と、その目標達成のための基本的方向、農業経営類型ごとの農業経営の指標や農用地の利用集積に関する目標などを示しています。

今後はこの基本構想に基づき、認定農業者、特定農業団体および法人をはじめとする多様な担い手の育成や、農地保有合理化

公正で開かれた行政運営を推進するため、町が保有する情報の提供や公文書の開示について定めた「情報公開条例」と町が保有する個人情報の適正な取扱いと情報を開示する権利などを保障する「個人情報保護条例」を制定し、その運用状況を毎年公表しています。

情報公開制度の実施状況（平成21年度）

請求件数	決 定 区 分				取下げ	不服申立
	開 示	部分開示	不開示	文書不存在		
7	5	0	0	2	0	0

個人情報保護制度に係る開示請求等（平成21年度）

請求件数	決 定 区 分				取下げ	不服申立
	開 示	部分開示	不開示	文書不存在		
0	0	0	0	0	0	0

◆問い合わせ 総務課行政班 ☎84-1211

◆問い合わせ

産業振興課振興班
☎(84)1215

所得の減少や失業など、経済的原因で保険料を納付することができる制度があります。

① 免除（全額免除・一部納付）申請

② 若年者納付猶予申請

③ 学生納付特例申請

④ 印鑑